

令和6年第7回堺市教育委員会議事録

開催日	令和6年5月13日(月曜)
場所	堺市役所 高層館 20階 第1特別会議室
会議種類	定例会
議案	議案第18号 堺市奨学金に関する規則の一部改正について 議案第19号 令和7年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について 議案第20号 令和6年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について 議案第21号 市長からの意見聴取(工事請負契約の締結)について 議案第22号 市長からの意見聴取(工事請負契約の締結)について 議案第23号 市長からの意見聴取(令和6年度 堺市一般会計補正予算)について
教育長	関百合子教育長
出席委員	河盛幹雄委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 伊藤修士教委総務部長 西尾朋章教委総務課長 渡邊耕太学校教育部長 岩井伸司教育課程課長 島原宏文教育課程課参事 峯耕一郎学校管理部長 北野修司学校管理部部理事 大野達也学務課長 山本敦士学校施設課長 居谷達矢教育政策課長 森本恭明教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午後2時15分
関百合子教育長	これより、令和6年第7回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第15条の規定により、傍聴を許可します。 次に、教育政策課課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課課長補佐	報告します。 本日の会議には、宮本委員、鈴木委員が欠席されています。 また、事務局におきましては案件に係る理事者全員が出席しています。
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和6年第6回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【案 件】	日程第1 議案第18号 堺市奨学金に関する規則の一部改正について
関百合子教育長	それでは日程に入ります。 日程第1 「議案第18号 堺市奨学金に関する規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 大野達也学務課長	議案第18号 堺市奨学金に関する規則の一部改正について、説明します。 本改正の趣旨は、令和6年度から創設する大学生等に対する奨学金制度について必要な事項を規定し、高校生等に対する奨学金制度を拡充するための改正を行うものです。 改正内容は、現行制度では、高校1年生等を対象に年額3万2千円を給付する制度でしたが、今回、対象を高校生等全学年に拡大し、給付額を年額6万円

	<p>に拡充します。</p> <p>また、大学生等を対象とした奨学金制度を新設します。大学生等については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の第Ⅰから第Ⅲ区分を受給している学生のうち、成績優秀な者に対し、年額12万円を給付します。</p> <p>施行期日は令和6年5月24日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
新谷委員	<p>本件は、良い制度と思うので、広く周知し、対象者が漏れなく情報を得られるようにしてほしいと思います。今後、どのような形で広報を行っていくのかお聞かせください。</p>
大野達也学務課長	<p>本市ホームページに加え、東京事務所と連携し、東京在住の市民の方にも情報発信し、本制度を広く周知したいと考えています。</p>
関百合子教育長	<p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
関百合子教育長	<p>次に、日程第2の前に、お諮りいたします。</p> <p>日程第3「議案第20号 令和6年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」は人事に関する案件であるため、日程第4「議案第21、22号 市長からの意見聴取について」及び日程第5「議案第23号 市長からの意見聴取について」は報道発表等による公表前であるため、秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>次に、日程第2「議案第19号 令和7年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」及び日程第3「議案第20号 令和6年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、</p> <p>新谷委員は、教科書の著作・編集に関わられたことがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項」の規定に基づき、議案第19号及び20号の議事に参与することができません。</p> <p>一旦ご退席いただきます。</p>
(新谷委員退室)	
【案 件】	<p>日程第2</p> <p>議案第19号 令和7年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について</p>
関百合子教育長	<p>それでは、日程第2</p> <p>「議案第19号 令和7年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 岩井伸司教育課程課長	<p>議案第19号 令和7年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について、説明します。</p> <p>本件は、令和6年度の教科書採択にあたり、堺市教育委員会の基本方針及び採択基準の策定について、議案として上程するものです。</p> <p>はじめに、教科用図書採択の概要について説明します。</p> <p>今年度は、中学校、高等学校の教科用図書及び高等学校の教科用図書、学校教育法附則第9条の規定による支援学校小学部及び中学部並びに支援学級における教科用図書の採択替えの年度となります。中学校においては全種目が採択替えとなります。</p>

	<p>義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部）において使用する教科用図書は、教科書無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科用図書を4年間採択しなければならないとされています。</p> <p>小中学校における教科用図書の採択替えは、小学校は令和5年度、中学校は令和2年度に行われました。小学校では、令和5年度に採択された教科用図書を令和6年度から9年度まで使用し、中学校では、令和2年度に採択された教科用図書を令和3年度から令和6年度まで使用することになっています。したがって、令和7年度に使用する教科用図書は、小学校は令和5年度に採択した教科用図書と同一の教科用図書を採択し、中学校は今年度新たに採択することとされています。</p> <p>続いて、教科用図書採択の基本方針及び採択基準について説明します。</p> <p>教科用図書採択の基本方針は、次の4点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。 2 学習指導要領で示された3つの資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を学校教育の中で育むとともに、家庭における学習活動や地域社会とのつながりを通して、実社会と結び付けて発揮する総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。 4 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。 <p>次に、教科用図書の採択基準について説明します。</p> <p>本市立学校における教科用図書採択は、大阪府教育委員会が示す採択の基本事項に基づき定めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 では、小学校における令和7年度使用教科書について、本年度採択替えを行いますので、その基準について記載しています。 2 では、中学校における令和7年度使用教科書について、本年度採択替えを行いますので、その基準について記載しています。 3 では、支援学校及び支援学級における一般図書について、本年度も採択替えを行いますので、その基準について記載しています。 4 では、高等学校における令和7年度使用教科書について、「高等学校用教科書目録（令和6年度使用）」に搭載されている教科用図書のうちから採択します。 <p>続いて、教科用図書の採択スケジュールについてお伝えします。</p> <p>基本方針・採択基準をもとに、第1回教科用図書選定委員会、教科用図書調査員全体会及び分科会を開き、中学校教科用図書、一般図書について、調査員による調査・研究を行います。</p> <p>約1カ月の調査・研究期間を経て、調査報告書を作成し、7月に調査員の代表が、選定委員会で報告します。</p> <p>選定委員会で取りまとめた意見等については、教育委員に対して説明を行い、教育委員間での意見交換や研究を経て、8月の教育委員会定例会で審議・採択していただく予定です。</p> <p>高等学校については、校内で選定調査会を組織し、調査研究及び選定を行った後、教育委員会に議案を上程し、8月の教育委員会定例会で採択していただく予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>関百合子教育長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見、ご質問はありませんか。</p>

	<p>ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
【採 決】	可決
(日程第3議案第18号～日程第4議案第19号は秘密会)	
【案 件】	<p>日程第3 議案第20号 令和6年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について</p>
関百合子教育長	<p>それでは、日程第3 「議案第20号 令和6年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 岩井伸司教育課程課長	<p>議案第20号 令和6年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について、説明します。 本件は、教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について、教育長に対する事務委任規則第2条第5号に規定する重要なものとして、教育委員会の議決事項として上程するものです。 本市では、当該年度に定める「堺市立学校で使用する教科用図書採択の方針及び採択基準」に基づき、堺市立義務教育諸学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うため、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置しています。 その委員構成については、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条の規定に基づき、堺市立義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者、義務教育諸学校の校長、教頭及び教諭、教育委員会事務局の職員のうちから、教育委員会が委嘱又は任命します。 今回、令和7年度に使用する教科用図書採択にあたり、候補者名簿(案)のとおり、選定委員を委嘱又は任命するものです。 委嘱又は任命の日については、令和6年5月20日を予定しており、令和7年3月31日までの任期となっています。 なお、委嘱書又は辞令書については、令和6年5月20日に開催を予定している第1回選定委員会において各選定委員に交付します。 説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご意見、ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
【採 決】	可決
(新谷委員入室) (日程第4議案第21号及び第22号は一括審議)	
【案 件】	<p>日程第4 議案第21号 市長からの意見聴取(工事請負契約の締結)について 議案第22号 市長からの意見聴取(工事請負契約の締結)について</p>

<p>関百合子教育長</p>	<p>次に、 「議案第 21 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について」及び「議案第 21 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について」の計 2 件を、一括して審議することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、日程第 4 議案第 21 号と議案第 22 号の計 2 件を一括して議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
<p>【説明】 山本敦士学校施設課長</p>	<p>議案第 21 号及び議案第 22 号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について、説明します。 本件は、大浜中学校長寿命化改修工事及び東三国丘小学校施設整備工事の工事請負契約の締結について、令和 6 年第 2 回市議会定例会に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 それでは、議案第 21 号について、説明します。 本件は、大浜中学校長寿命化改修工事に係る工事請負契約に関するものです。工事概要は、長寿命化改修工事として、昇降機棟増築、外壁改修、内装改修、屋上防水改修等の工事を行うものです。 総合評価一般競争入札を行った結果、大容建設株式会社を落札者と決定し、2 億 8930 万円で令和 6 年 4 月 24 日に仮契約を締結したものです。 続いて、議案第 22 号について、説明します。 本件は、東三国丘小学校施設整備工事に係る工事請負契約に関するものです。工事概要は、施設整備工事として、校舎解体等の工事を行うものです。 一般競争入札を行った結果、株式会社ユニオンテックを落札者と決定し、2 億 8908 万円で令和 6 年 4 月 19 日に仮契約を締結したものです。 説明は以上です。</p>
<p>関百合子教育長</p>	<p>説明が終わりました。 本件について、ご意見、ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>【採決】</p>	<p>可決</p>
<p>【案件】</p>	<p>日程第 5 議案第 23 号 市長からの意見聴取(令和 6 年度 堺市一般会計補正予算)について</p>
<p>関百合子教育長</p>	<p>次に、日程第 5 「議案第 23 号 市長からの意見聴取(令和 6 年度 堺市一般会計補正予算)について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
<p>【説明】 西尾朋章教委総務課長</p>	<p>議案第 23 号 市長からの意見聴取(令和 6 年度 堺市一般会計補正予算)について、説明します。 本件は、令和 6 年度 堺市一般会計補正予算第 1 号について、令和 6 年第 2 回市議会定例会に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 それでは、別紙 1、第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。教育委員会が所管する現計予算に係る補正額は、歳入予算で、国庫補助金が、6 億 2969 万 6 千円の減額、市債が、20 億 4390 万円の減額、歳出予算が 28 億 8580 万 3 千円の減額となっています。 補正予算案の概要について、別紙資料に基づいて説明します。 1 点めは、児童手当法改正に伴う教職員情報システムの改修で、事務局費を 2789 万 9 千円増額するものです。</p>

	<p>2点めは、特別支援学校の通学バス委託の入札不調により、令和6年度は、令和5年度の契約業者と随意契約を行うにあたり、特別支援学校管理費を4766万3千円増額するものです。</p> <p>3点めは、学校給食の食材費高騰分の市負担について、令和6年度2学期から5円を追加するため、小学校学校給食費、中学校管理費、特別支援学校管理費を合わせて、計2679万1千円増額するものです。</p> <p>4点めは、令和6年度当初予算で執行予定であった、学校施設等整備事業について、国の補正予算と連動し、令和5年度補正予算で計上し、繰越明許費で執行することとなったため、小学校、中学校、特別支援の学校建設費併せて、計29億8815万6千円を減額するものです。</p> <p>最後に、地方債の補正については、ただ今説明した学校建設費の減額に伴い、地方債の限度額も減額するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午後2時30分
関百合子教育長	<p>以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。</p> <p>これをもって、令和6年第7回教育委員会を閉会します。</p>